



# 石垣市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(ふれあい農園)

- 市有の畑地を借りて農作物を作ることにより、心身の健康増進と収穫の喜びを体験し、併せて会員相互の交流を図り、生きがいをもって生活することに繋がるように展開します。また、農作業によって運動機能の向上を図ることに繋げ、介護予防への効果を期待します。
- 平成21年度から開始し、平成24年度は年間延べ480名が参加。

21パールプランいしがきの地域自立生活支援事業の一環として、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を行っている。

## 高齢者の生きがいと健康づくり 推進事業

### 推進会議

(事業の企画立案、進行管理、評価、見直し、改善を行う。)

### 趣味のクラブ

(クラブ数: 20 ※平成25年5月現在)

**ふれあい農園**・・・土地改良された農地(市有地: 約1,760平方メートル)を無償貸与し、市民農園として活用。

活動: 週1回(毎週金曜日)  
対象者: 趣味のクラブ 会員  
委託先: 石垣市老人クラブ連合会



心身の健康に対する意識教養を高め、健康増進、寝たきり防止等、魅力的な長寿社会づくりに貢献。





( 沖縄県 )

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	石垣市
②人口（※1）	48,594人 ( )
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上：17.2% ( ) 75歳以上：9.5%
① 取組の概要	市有の畑地を借りて農作物をすることにより、心身の健康増進と収穫の喜びを体験し、併せて会員相互の交流を図り、生きがいをもって生活することに繋がるように展開。また、農作業によって運動機能の向上を図ることに繋げ、介護予防への効果を期待。
⑤取組の特徴	会員の皆さまが、広々とした農園で土に親しんでもらい、労働と収穫の喜びを味わいながら、健康・生きがいをすすめるために創設された事業。会員拡大に努める。
⑥開始年度	平成21年度
⑦取組のこれまでの経緯	心身の健康に対する意識教養を高め、健康増進、寝たきり防止など、魅力的な長寿社会づくりに貢献。
⑧主な利用者と人数	趣味のクラブ会員：14名（H25.5月現在）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（実施主体：石垣市）として、石垣市老人クラブ連合会へ委託。
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託料として、石垣市老人クラブ連合会へ趣味のクラブ発表費（事業費：18万円）を支援。
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	支援なし
⑫取組の課題	特になし
⑬今後の取組予定	今後も継続して実施します。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	石垣市福祉部福祉事務所 介護長寿課 TEL：0980-82-7158

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を( )内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





## ○石垣市高齢者の生きがいと健康づくり推進会議設置要綱

平成2年12月17日

告示第91号

改正 平成7年4月28日告示第24号

平成13年3月30日告示第41号

平成23年3月29日告示第39号

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する市民運動を展開し、活力ある長寿社会の建設を積極的に推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は石垣市とする。ただし、事業の一部を石垣市老人クラブ連合会へ委託することができるものとする。

### (推進会議の設置)

第3条 この事業を推進するため石垣市高齢者の生きがいと健康づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (事業内容)

第4条 推進会議は、次の事業について、企画立案を行うとともに、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善を行うものとする。

- (1) 社会の各分野における高齢者の社会活動について、地域住民への啓発普及の広報紙、パンフレット等を活用した広報活動等
- (2) 高齢者のボランティア活動、文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- (3) スポーツ・レクリエーション活動、健康増進活動の振興
- (4) 陶芸、手芸、野菜作物等の生産・創造活動の振興及びその作品展、販売会等の開催
- (5) 各種高齢者スポーツサークル等の育成及び関係団体・機関との連絡調整
- (6) その他本事業として適当と認められる活動

### (構成)

第5条 推進会議は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係団体の長
- (3) 市の職員





(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱等の根拠となった公職又は、団体等の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(役員等)

第7条 推進黨議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、推進黨議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(會議)

第8条 推進黨議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 推進黨議において必要と認めるときは、委員以外の学職経験者、又は関係者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 推進黨議の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(平7告示24・平13告示41・平23告示39・一部改正)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進黨議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成2年12月1日から適用する。

附 則(平成7年告示第24号)

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則(平成13年告示第41号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

